

都市計画市素案説明会

火葬場の都市計画変更（東部斎場の追加）について

令和3年6月9日～7月9日

横浜市

- 本市では、将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において市内で5か所目の市営斎場となる東部方面斎場（仮称）の検討を進めてきました。
- このたび、都市計画市素案を作成しましたので、
 - ・ 都市計画市素案の内容
 - ・ 今後の都市計画手続 等についてご説明します。

都市計画に定める事項

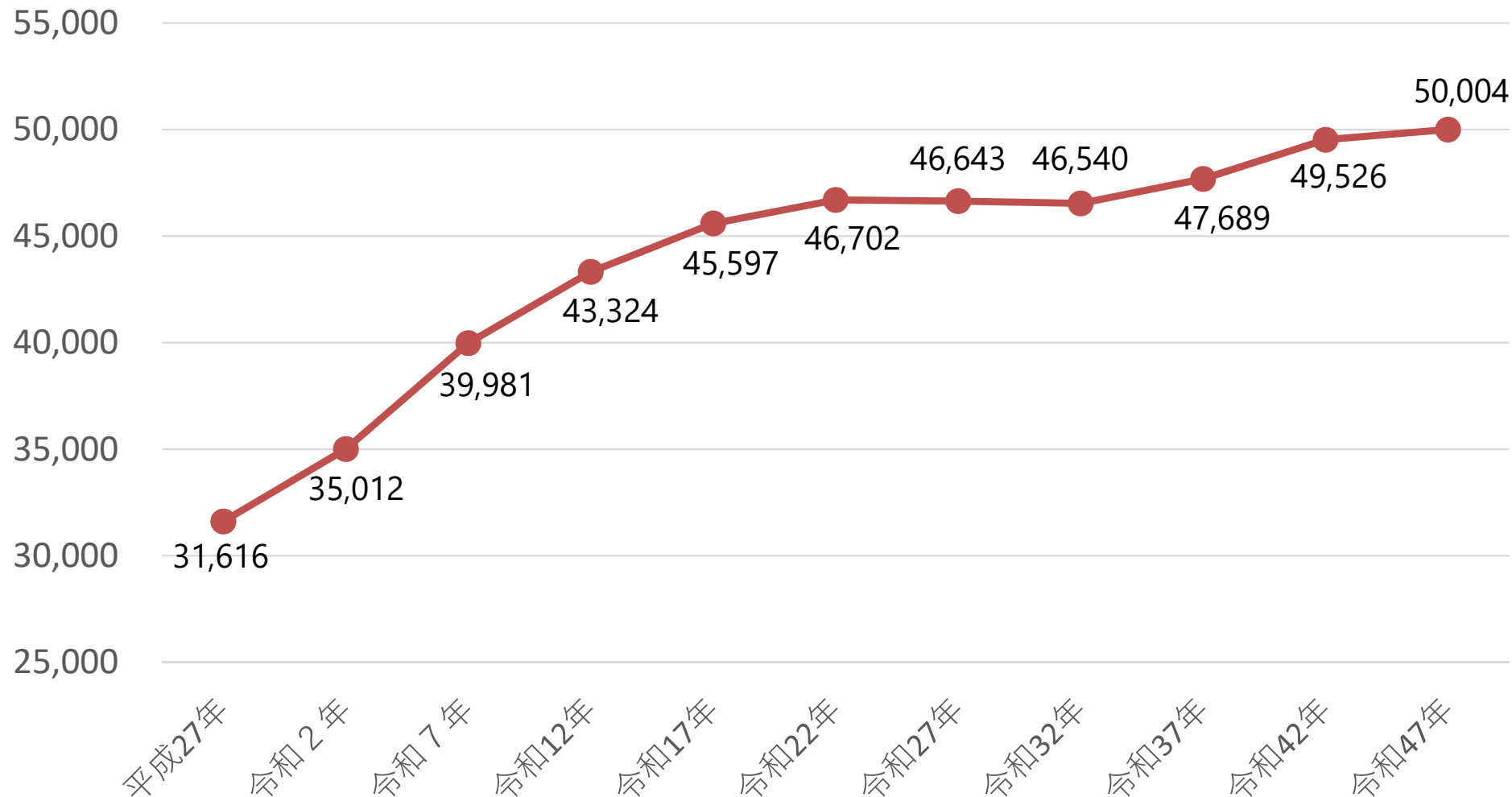
- 都市施設の火葬場として、以下の事項を定めます。
 - ・ 名称
 - ・ 位置
 - ・ 区域
 - ・ 面積

- 1 東部方面斎場（仮称）整備事業の概要
- 2 都市計画市素案の概要
- 3 今後の都市計画手続

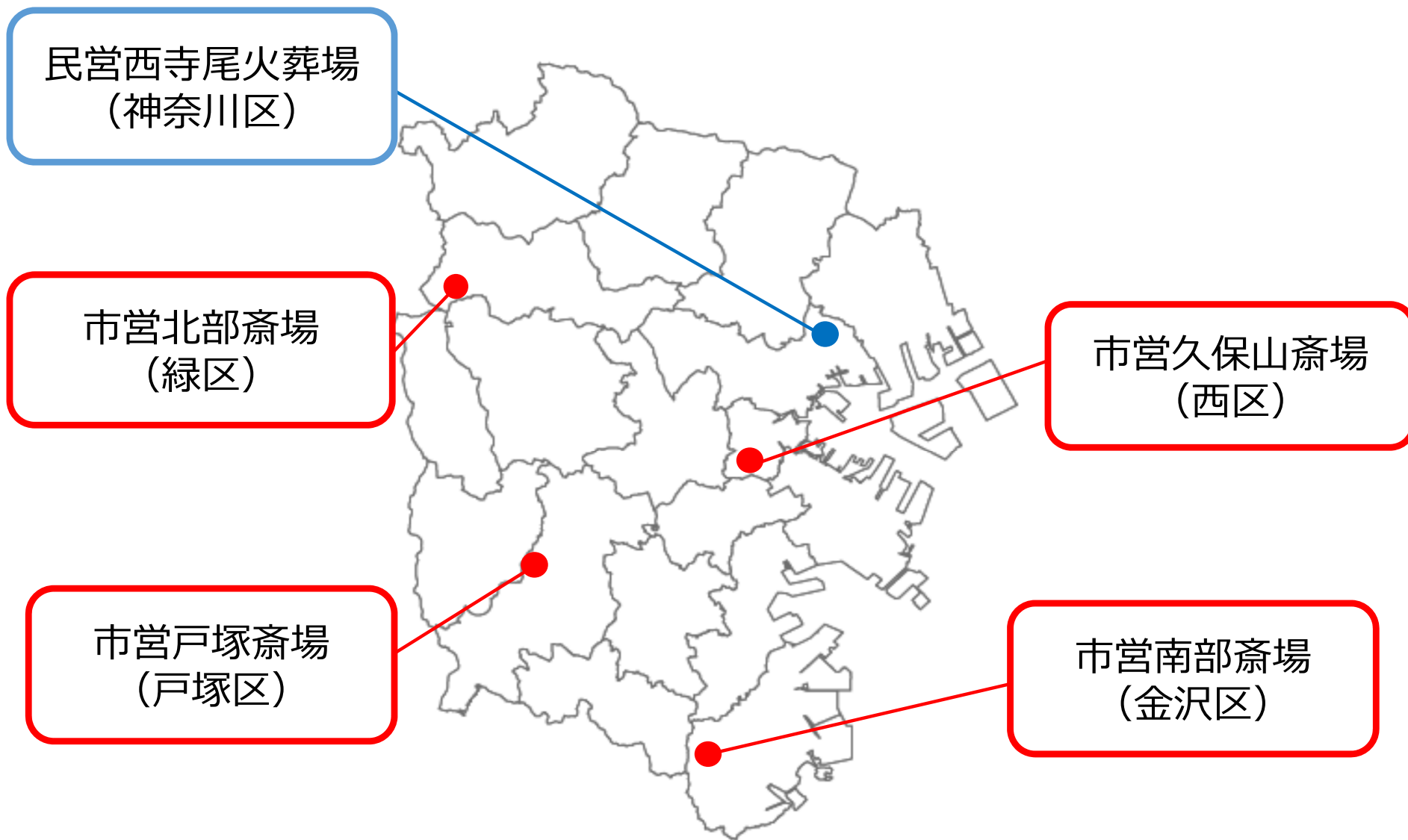
1 東部方面斎場（仮称）整備事業の概要

横浜市の死亡者数推計

(単位：人)

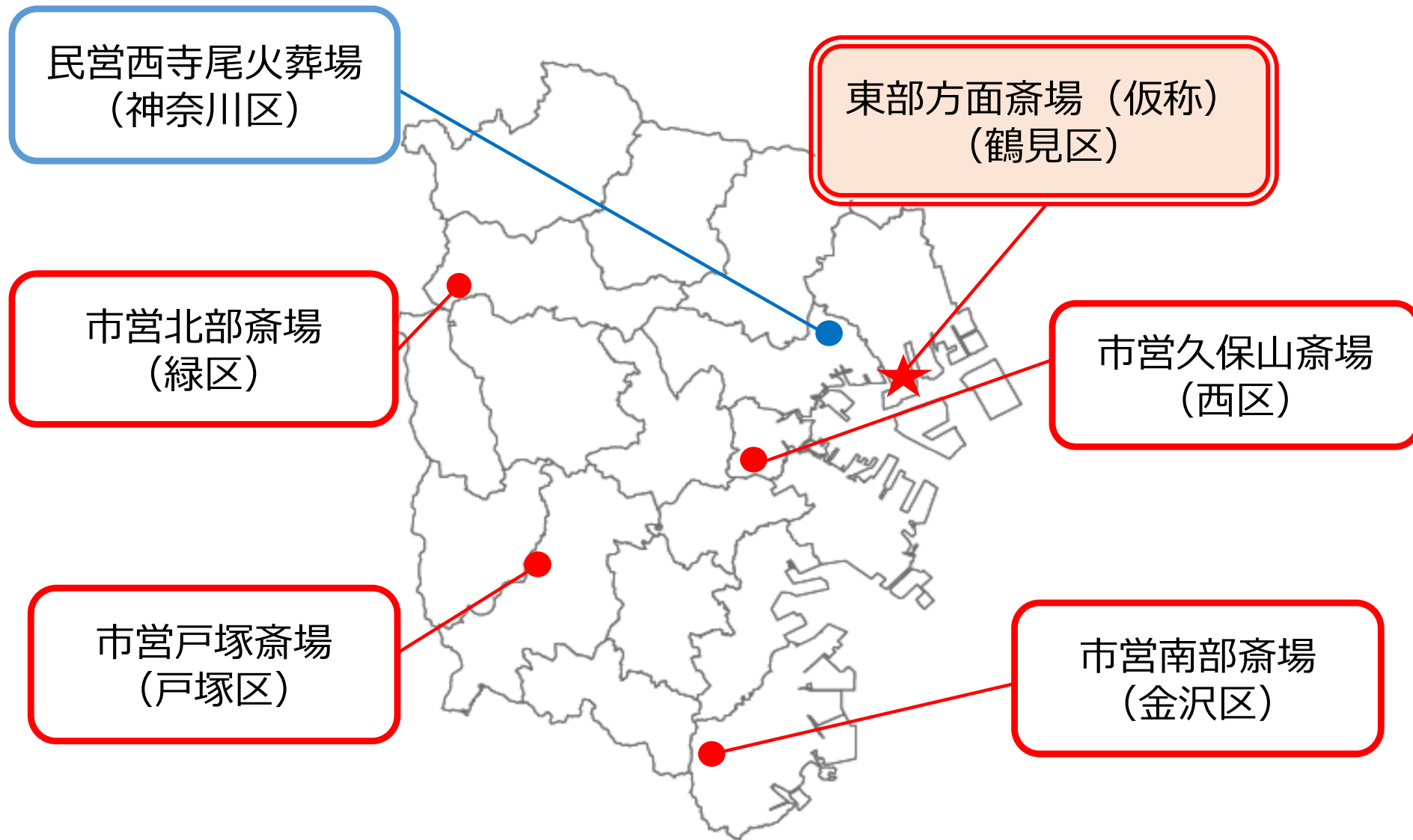


- 死亡者数が毎年増加傾向となっており、死亡者数の増加に伴い、火葬需要も増加することが見込まれる



- 将来にわたる火葬の安定供給を確保するため、新たな市営斎場整備を検討

■市内斎場の配置図（計画）



平成30年1月 鶴見区大黒町に
新たな斎場を整備することについて発表

- 高齢者人口の増加数

- 市営斎場の
利便性向上

- 災害時の
被害リスクの分散化

● 高齢者人口の増加数

● 市営斎場の
利便性向上

● 災害時の
被害リスクの分散化

■ 高齢者人口の増加数(平成27年～令和22年)



凡例
高齢人口増加数

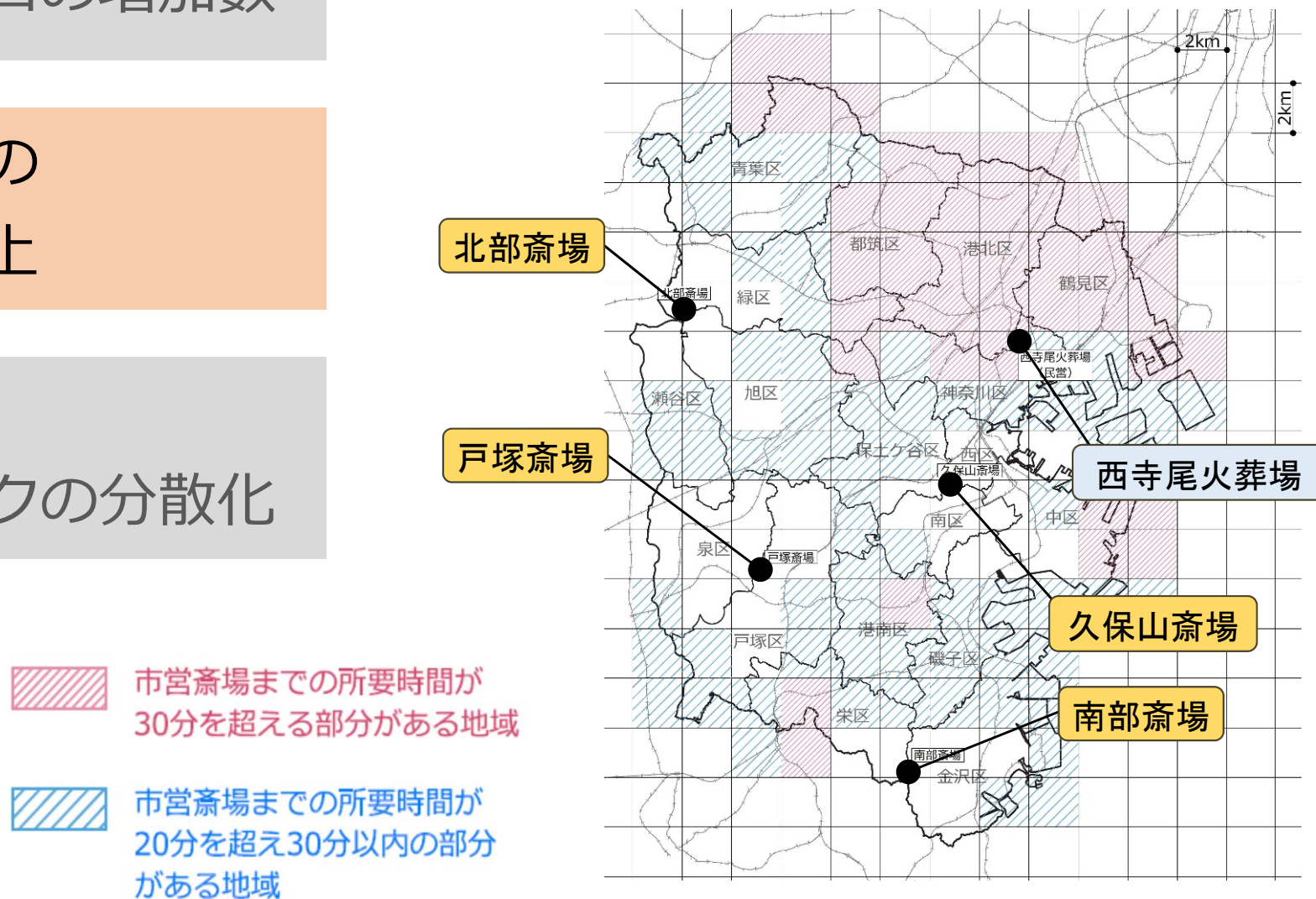
- 15,000人未満
- 15,000～20,000人未満
- 20,000～25,000人未満
- 25,000～30,000人未満
- 30,000人以上

● 高齢者人口の増加数

● 市営斎場の
利便性向上

● 災害時の
被害リスクの分散化

■ 市営斎場への所要時間

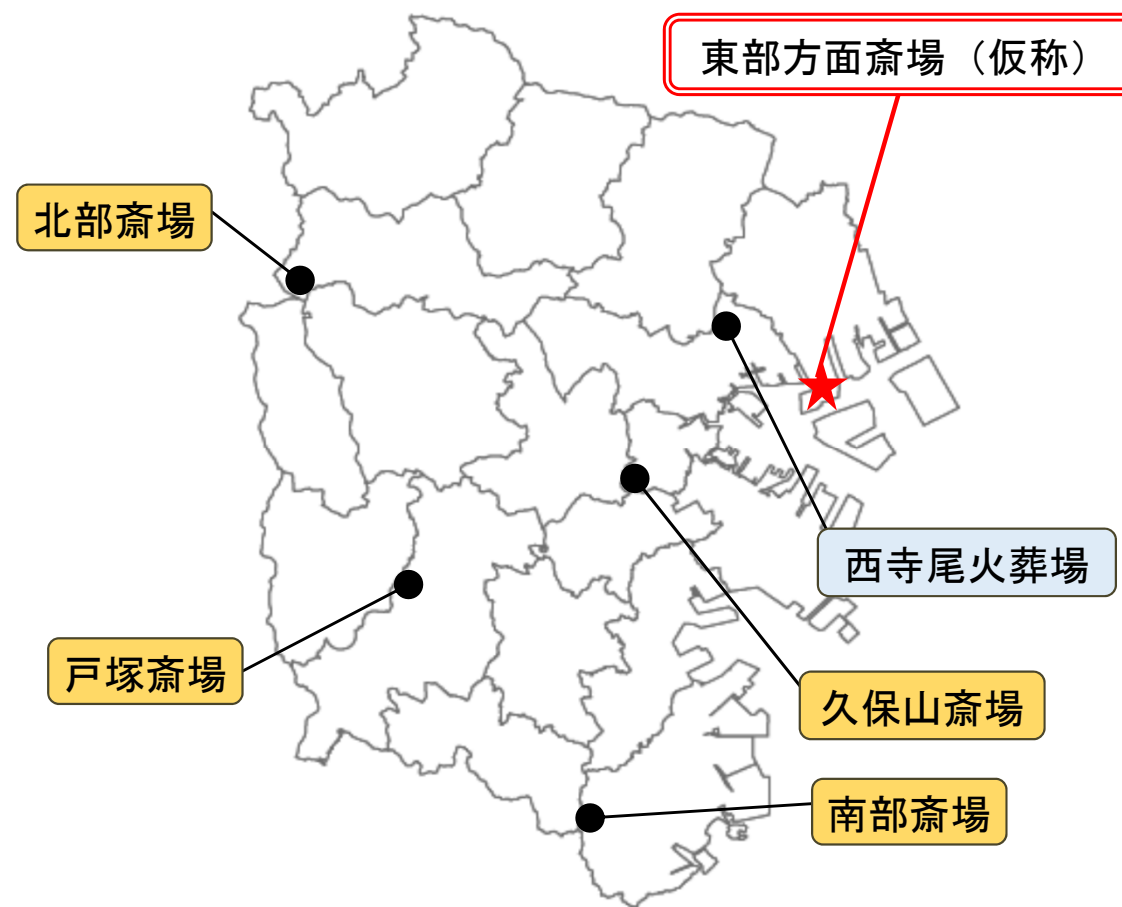


● 高齢者人口の増加数

● 市営斎場の
利便性向上

● 災害時の
被害リスクの分散化

■ 市営斎場の配置（計画）



■横浜市都市計画マスタープラン 鶴見区プラン

5章 地域別の方針

7 臨海部

目標2 区民・事業者に開かれた地域としての
活用を図る

ウ 広域的課題への対応

- ・大黒町において東部方面斎場（仮称）を整備し、
増え続ける火葬需要に対応します。

■横浜市中期4か年計画 2018～2021

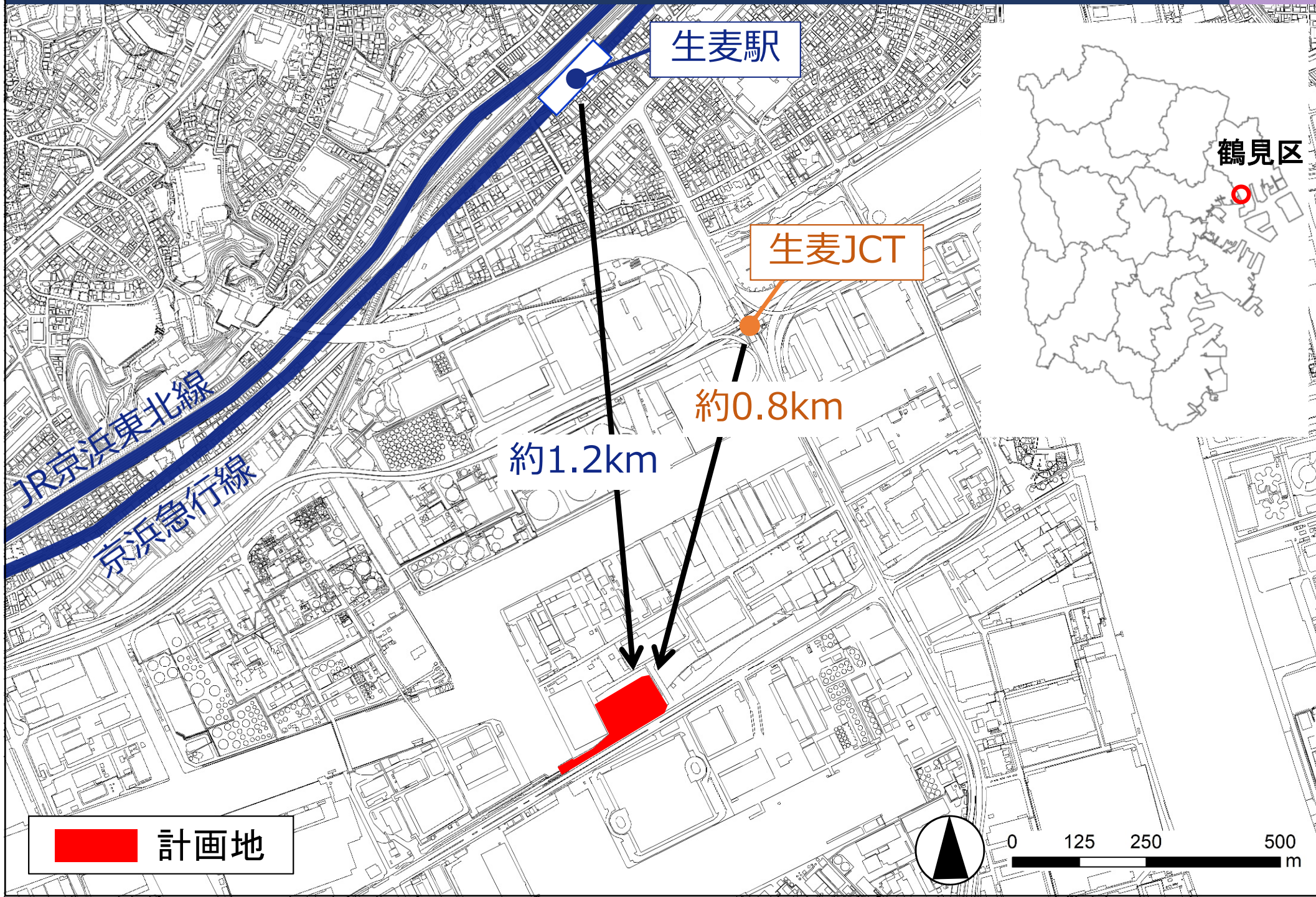
政策17 地域で最後まで安心して暮らせる
在宅医療・介護連携等の推進

現状と課題

- 超高齢社会の到来による死亡者数増加を踏まえ、新たな斎場や墓地を整備する必要があります。

主な施策（事業） 5 新たな斎場及び市営墓地の整備

- 今後も増加が見込まれる火葬の需要に対応するため、東部方面（鶴見区）で新たな斎場の整備を行います。





大黒運河

神奈川産業道路



□ 計画地

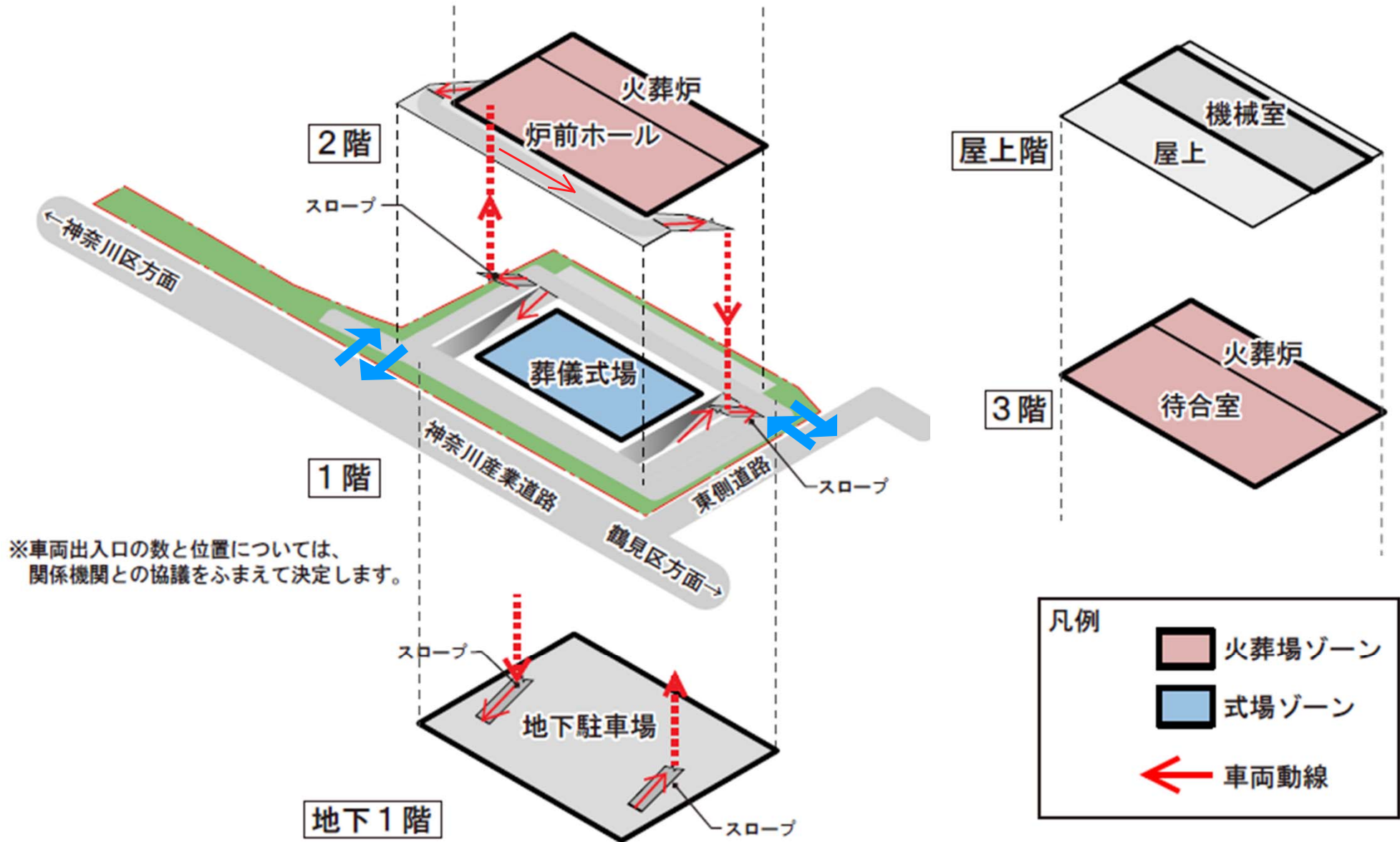


所在地	鶴見区大黒町 18-18ほか	面積	約11,000㎡
用途地域	工業専用地域	建蔽率 / 容積率	60% (緩和適用により70%) / 200%
臨港地区	横浜港臨港地区	現況	鶴見区スポーツ広場 (暫定利用中) ほか
整備費	約180億 (用地費含む)		

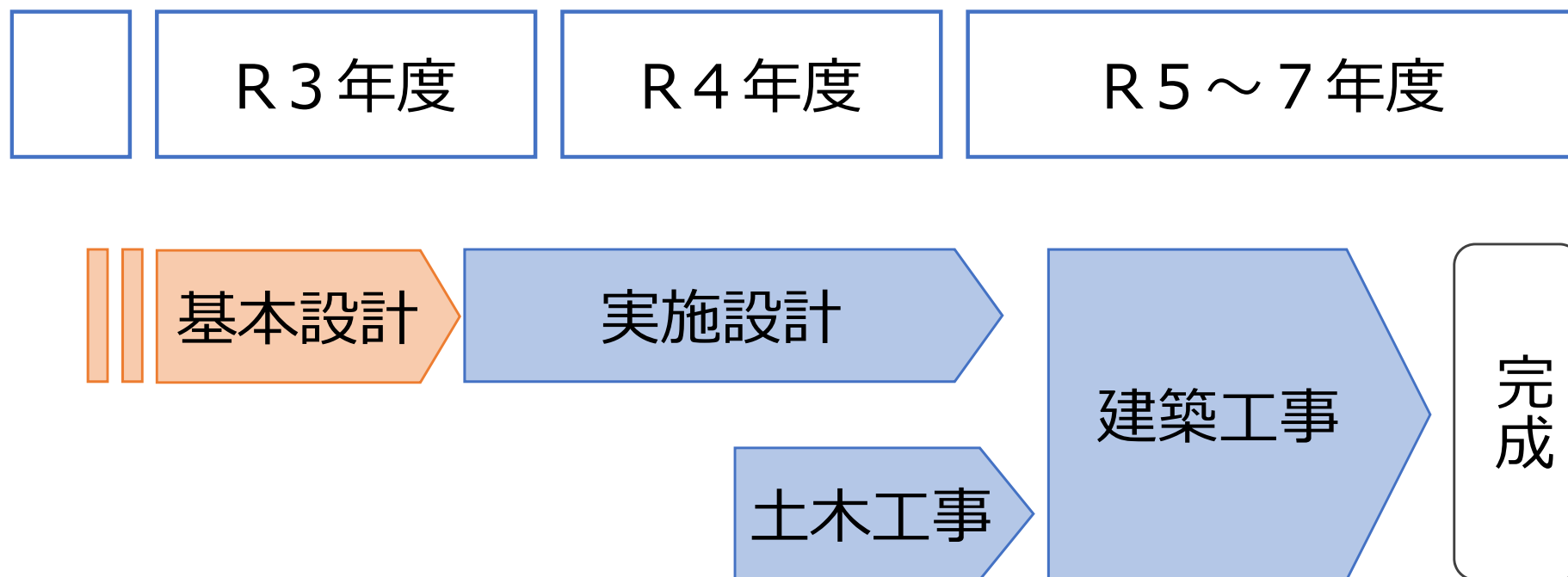


整備諸室等（想定）

規 模	延床面積 約20,000m ² 地上3階地下1階
火 葬 炉 設 備	16炉（内予備1炉） 1炉に対し1排気系統
炉 前 木 - ル	16室（告別、収骨室兼ねる）
霊 安 室	ご遺体を約10体お預かりし、面会所も設置
待 合 機 能	待合室 16室（40人用）、 待合ロビー、売店・喫茶、キッズスペース
葬 儀 式 場	2～3室（約50席）
駐 車 場	150台以上（ほか臨時駐車場も整備）



設計・工事



※現時点での想定スケジュールです。事業の進捗状況により、変更になる場合があります。

2 都市計画市素案の概要

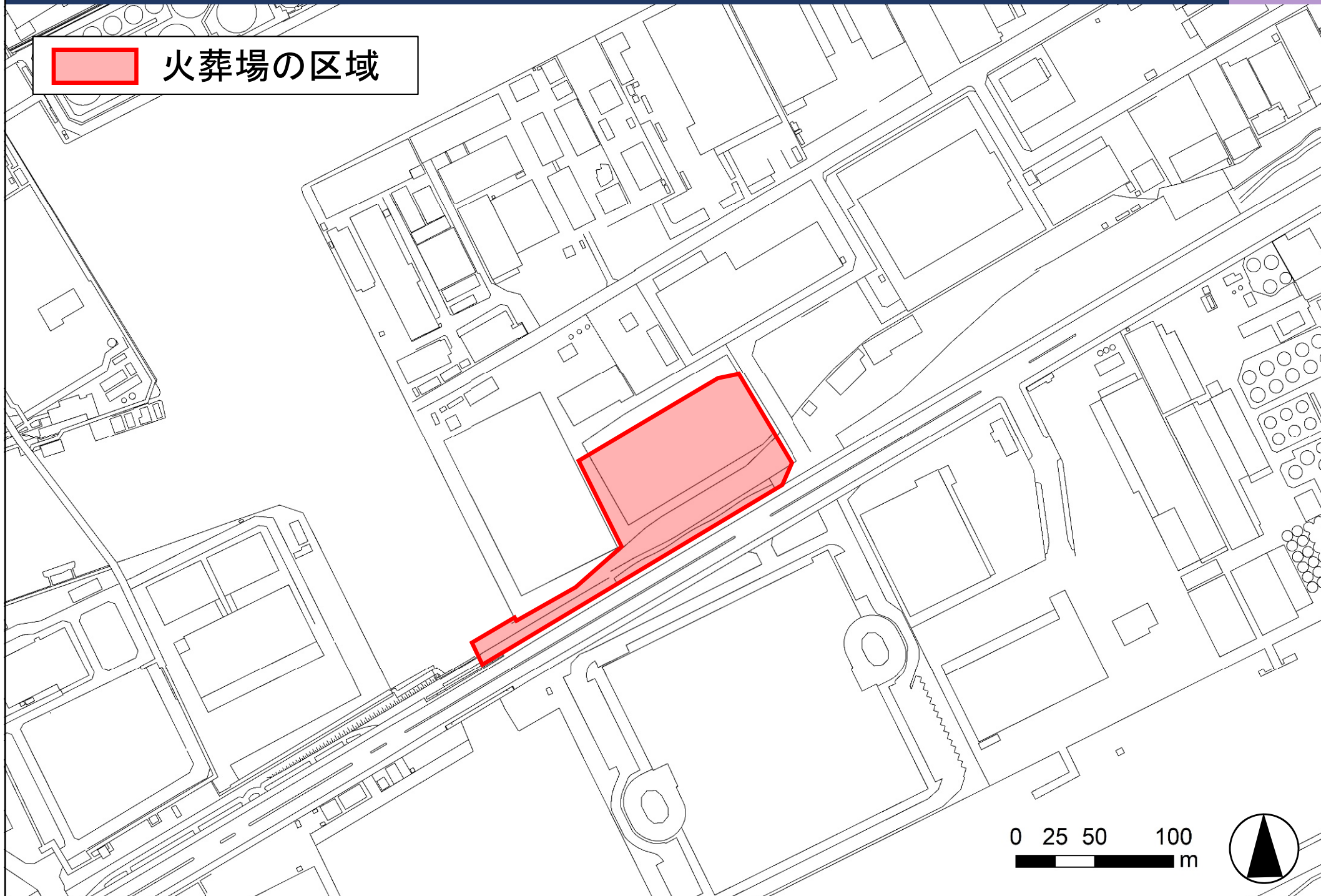
都市計画に定める事項

・名称 ・位置 ・区域 ・面積

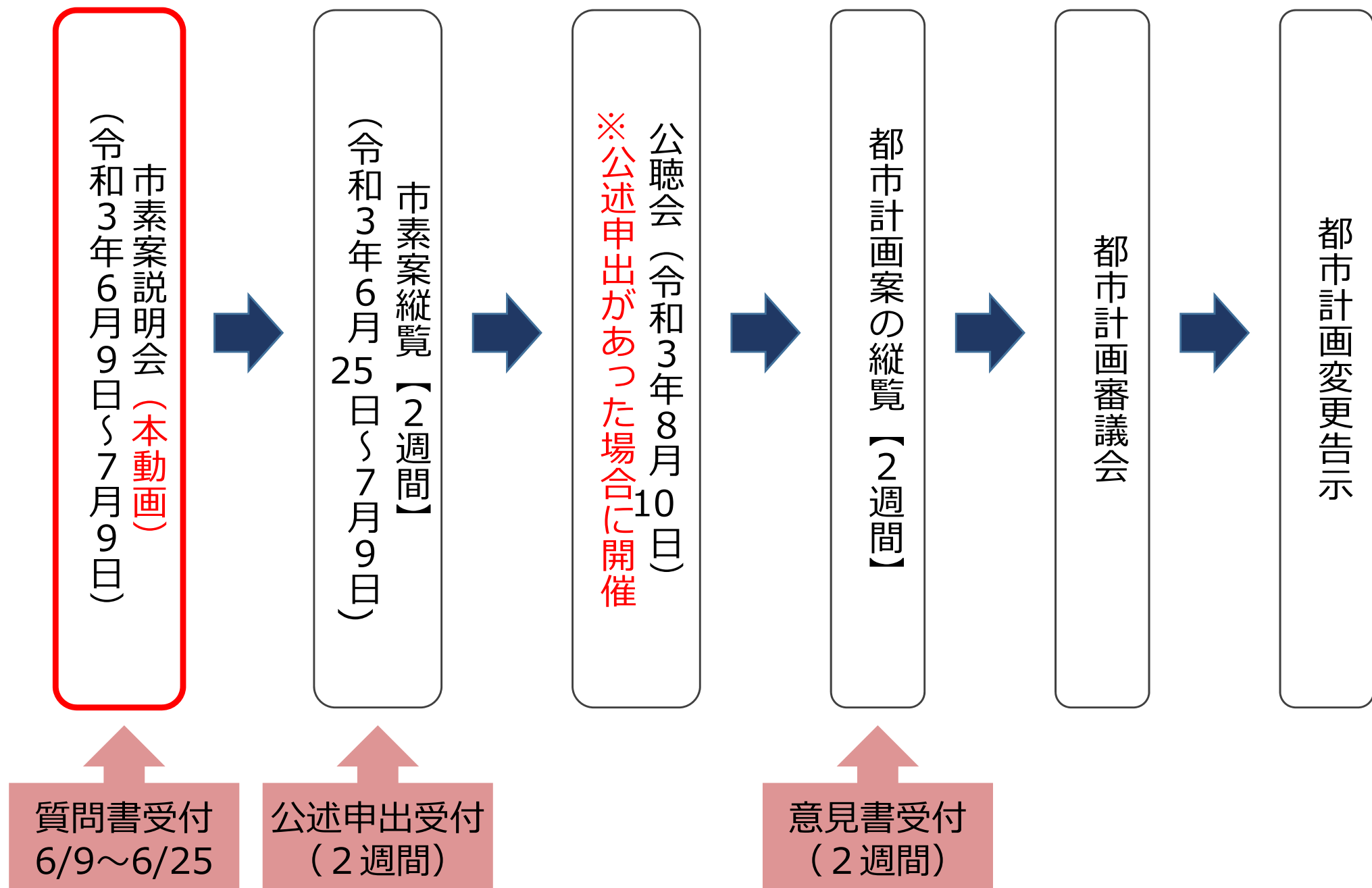
- 第5号東部斎場を追加します。

名 称		位 置	面 積
番号	火葬場名		
1	久保山町火葬場 (久保山斎場)	西区久保町字大丸の内	約0.5ha
2	戸塚火葬場 (戸塚斎場)	戸塚区鳥が丘	約1.5ha
3	南部斎場	金沢区釜利谷町及び朝比奈町	約86,800m ²
4	北部斎場	緑区長津田町	約90,200m ²
5	東部斎場 (東部方面斎場(仮称))	鶴見区大黒町	約11,000m ²

 火葬場の区域



3 今後の都市計画手続



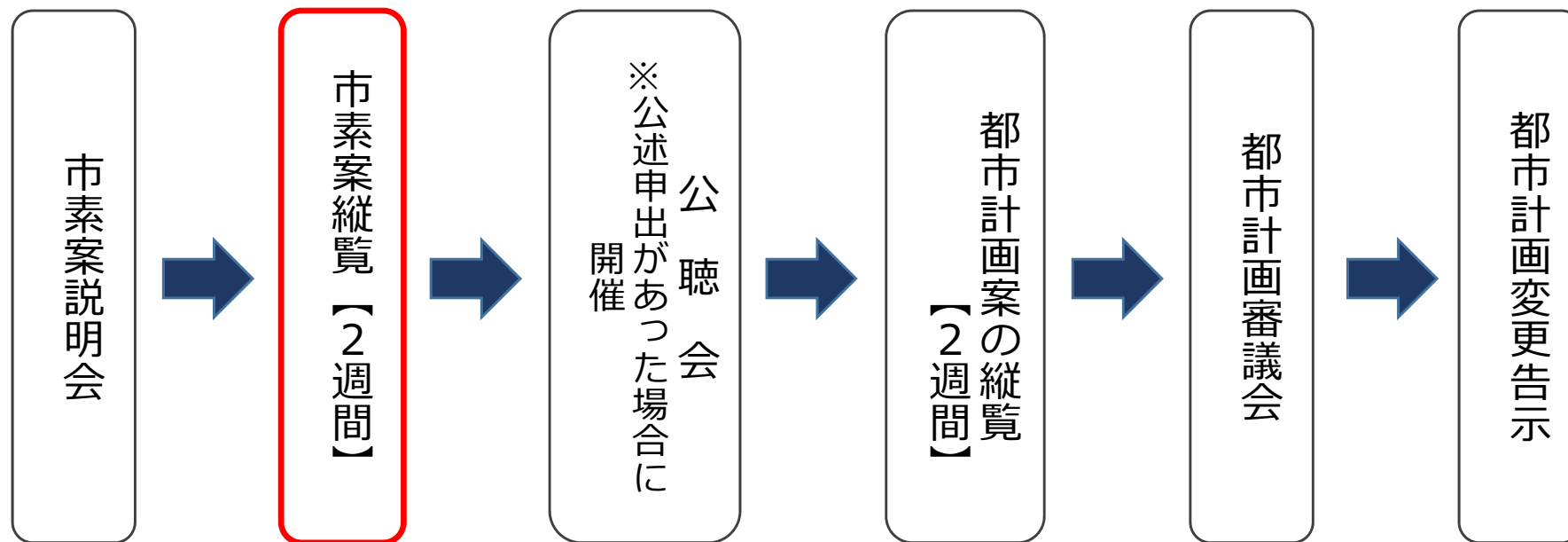
< 市素案に対する質問書の受付 >

<p>質問書受付 期間 (※期間内必着)</p>	<p>第1次：令和3年6月9日(水) から6月17日(木) まで (回答を6月23日(水) 公表予定) 第2次：令和3年6月18日(金) から6月25日(金) まで (回答を6月30日(水) 公表予定) 土・日を除く 受付時間 午前8時45分～午後5時15分</p>
<p>提出方法</p>	<p>① 電子申請 横浜市ホームページから申請 ※システムメンテナンス(不定期)中は、使用できません。</p> <p>② 書面(郵送又は持参) 質問書(任意様式)に記入の上、建築局都市計画課へ提出 ※住所、連絡先、氏名、案件名及び質問の内容を御記載下さい。</p>

< 都市計画市素案の縦覧（閲覧） >

期間	令和3年6月25日(金) から7月9日(金) まで 土・日を除く 受付時間：午前8時45分～午後5時15分
場所	建築局都市計画課

- ◆ 鶴見区役所区政推進課で「都市計画市素案の写し」が閲覧できます。
受付時間 午前8時45分～午後5時
- ◆ 横浜市ホームページで「都市計画市素案の概要」を御覧になれます。



< 公述申出の受付 >

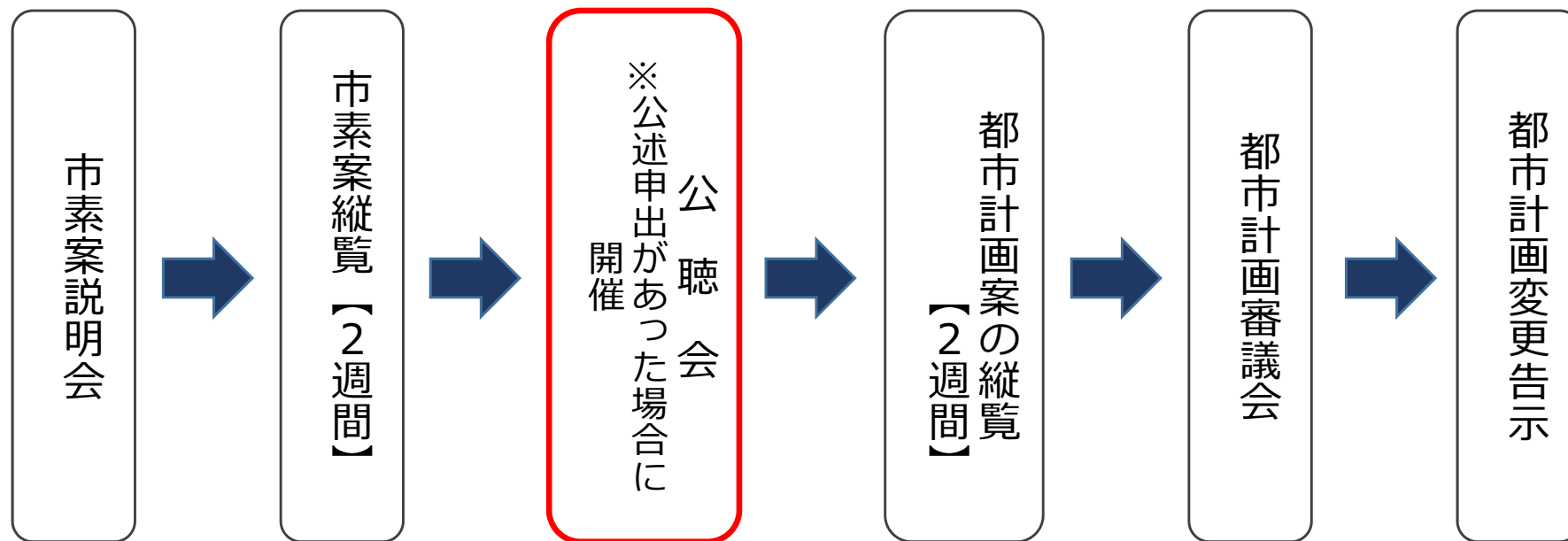
関係住民及び利害関係人は公述の申出ができます。

<p>申出期間 (※期間内必着)</p>	<p>令和3年6月25日(金) から7月9日(金) まで 土・日を除く 受付時間 午前8時45分～午後5時15分</p>
<p>申出方法</p>	<p>① 電子申請 横浜市ホームページから申請 ※システムメンテナンス（不定期）中は、使用できません。</p> <p>② 書面（郵送又は持参） 公述申出書（任意様式）に記入の上、 建築局都市計画課へ提出 ※住所、連絡先、氏名、案件名及び意見の要旨を御記載下さい。 ※参考様式を縦覧（閲覧）場所で配布しているほか、 横浜市ホームページからダウンロードできます。</p> <p>7月9日(金) 午後5時15分 申請完了又は必着</p>

< 公聴会 > ※公述申出があった場合に開催

日時	令和3年8月10日(火) 午前9時公開開始
場所	横浜市ホームページ上での書面による意見の公開

- ◆ 公述人は10名程度。申出多数の場合は抽選。
- ◆ 公聴会の開催の有無は、
7月13日(火)以降に、横浜市ホームページ等で御確認ください。



< 問合せ先 >

計画内容・事業内容について

横浜市 健康福祉局 環境施設課 斎場整備担当

横浜市中区本町 6 - 50 - 10 市庁舎15階

電話 045-671-4386

都市計画手続について

横浜市 建築局 都市計画課

横浜市中区本町 6 - 50 - 10 市庁舎25階

電話 045-671-2657